

第 86 回 杜の都の環境をつくる審議会 議事概要

日 時：令和 2 年 8 月 24 日（月）13 時 30 分～15 時 45 分

会 場：市役所本庁舎 2 階 第二委員会室

出席委員：中静会長，舟引副会長，板橋委員，内海委員，遠藤委員，小貫委員，小嶋委員，近藤委員，佐藤委員，平塚委員，福岡委員，米倉委員，渡邊委員（計 13 名）

欠席委員：池邊委員

事務局：建設局長，建設次長，百年の杜推進部長，百年の杜推進課長，同課全国都市緑化フェア推進担当課長，同課主幹兼企画調整係長，同課緑化推進係長，同課緑地保全係長，公園課長，同課公園整備担当課長，同課主幹兼施設管理係長，同課公園マネジメント推進係長，同課建設係長，同課青葉山公園整備室長，河川課長（計 16 名）

1. 開会

○事務局（岡田課長：百年の杜推進課）

—開会—

—議事録署名人の指名，傍聴ルールの説明—

・議事録署名人：中静会長，米倉委員

2. 議事

(1) 審議事項

① 保存樹木の指定について

○事務局（結城係長：百年の杜推進課緑地保全係）

—資料 1 について—

○平塚委員

・史跡や文化財等の指定はあるか。

○事務局（結城係長）

・史跡や文化財等の指定はない（埋蔵文化財包蔵地の指定あり）。

・ここは足軽集落の上の家だった場所に，明治時代になって野尻の分教場が開設されたところで，現在は仙台市の児童遊園になっている。

○平塚委員

・サクラの推定樹齢が 270 年である根拠は何か。

○事務局（結城係長）

・地元の伝承で樹齢が 270 年であると町内会長から伺った。

・秋保町史では，足軽の組頭の居宅だった上の家に付属して殿様の泊まる離れがあり，その庭木にサクラとイチイがあったという記述があるが，樹齢に関する記述はない。

○佐藤委員

・サクラとイチイは同時期に植栽されたとのことだが，イチイのみ平成 13 年に指定されたのはなぜか。

○事務局（結城係長）

・サクラについては写真 6 にあるとおり主幹が枯れたため切除した経緯がある。現在，7m の高さに育っているひこばえは，イチイを指定した約 20 年前はあまり育っておらず，保存樹木の指定要件を満たしていなかったと考えられる。

○小貫委員

- ・秋保町史にサクラとイチイの記述があるにも関わらず、推定樹齢が異なるのはなぜか。
- ・イチイの樹木保存区域指定に伴い、サクラの周りにあるような柵で囲うか。囲う場合は、ブランコや鉄棒の配置が気になる。出来れば全体のレイアウトを変更するなど使いやすい公園としてデザインしてもらいたい。

○事務局（結城係長）

- ・イチイについては、当時の伝承に基づき推定樹齢 250 年として指定した。資料に記載している推定樹齢は指定時のものである。サクラについては、イチイの指定後約 20 年経過したため推定樹齢を 270 年とした。
- ・樹木は根本を踏み荒らすと弱ってしまうため注意するよう、この審議会で小畠委員から度々話があった。サクラは地元の配慮もあり仮設の木柵で囲っている。今後イチイについてもどのようにしたら良好な保全が図られるのか、土地の所管課や地元と一緒に検討していきたい。
- ・児童遊園のため鉄棒やブランコ、防火水槽も設置しており、公共施設としての利用面も考えなければならない。樹木の保全と施設利用の両面を考慮して今後の保全策を考えていきたい。

○内海委員

- ・保存樹木の指定と樹木保存区域の指定は同時に行われるものと考えていた。現在の保存樹木と樹木保存区域の指定件数がわかればそれぞれ教えてほしい。

○事務局（結城係長）

- ・保存樹木の指定は主に個人が所有する樹木が対象である。樹木保存区域については指定された土地の固定資産税等の課税が免除となるため、地方公共団体等公的機関の所有地については保存樹木の指定のときに樹木保存区域に指定されない場合もあったと考えられる。
- ・現在の保存樹木指定本数は 178 本だが、樹木保存区域の指定件数は手元に資料がないため後日回答したい。

※保存樹木指定件数 173 件（内 個人 43 件、自治体・公的機関 35 件、寺社 85 件、
学校法人 10 件）

樹木保存区域指定件数 47 件（内 個人 39 件、自治体・公的機関 3 件、寺社 3 件、
学校法人 2 件）

○小畠委員

- ・今日の午前中に現場に行った。フラットであり、ところどころに草があるが表層が碎石で覆われていたため、車が容易に入れる状況であった。これによりサクラの主幹が枯れた可能性がある。また、一般的にサクラは一度腐り始めるとなかなか止まらないが、このサクラはよく回復していると感じた。
- ・例えば鍾景の松は市民生活課が手入れを発注するなどお金をかけて管理している。サクラの経過観察方法や衰退した場合の対応策、維持管理に必要な予算確保の方法等についてわかれば教えてほしい。

○事務局（結城係長）

- ・今後、集会所の管理と樹木の管理を一体的に地元町内会に委託する予定があるため、地元と一緒に保全に取り組んでいきたい。また、5 年に一度行われる保存樹木一斉調査における樹木医からの助言をふまえて適切に保全を図っていきたい。

○板橋委員

- ・イチイが保存樹木に指定された平成 13 年以降、子どもが木の周りで遊んだりしたことも考えられ、樹木の健康状態に影響を与えた可能性もある。保存樹木の指定と併せて樹木保存区域の指定を行うべきであったと考えられる。

○事務局（結城係長）

- ・行政が管理する樹木であり健全な管理が行われることが前提であったため、樹木保存区域の指定が行われなかったと考えられる。今後、保存樹木を指定する際は注意したい。

(2) 報告事項

① 仙台市みどりの基本計画の進行管理及び次期計画の検討状況について

○事務局（水嶋主幹：百年の杜推進課企画調整係）

—資料 2-1, 参考資料 1, 2 について—

○事務局（菅原主任：百年の杜推進課企画調整係）

—資料 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 参考資料 3 について—

○舟引副会長

- ・みどりの基本計画の役割の一つは、個別のプロジェクトや施策の到達点を列挙し、それらの進捗状況を毎年確認する PDCA サイクルである。これは行政において最も重要な働きを持つ仕事である。そのため計画の改定により全ての内容がひっくり返るのではなく、7~9 割は同じことを続けることとなり、効果のあったことについては続けていくことが重要である。
- ・一方で、市の様々なプランを大幅に見直す 10 年に 1 度のタイミングであり、しかも市のプランの中でベースとなる基本計画や総合計画の一丁目一番地にみどりの内容が盛り込まれている。みどりの部局はそれを受け止め、新しいものに挑戦できる大きな機会として華々しく打ち出すべきものは打ち出す必要がある。
- ・そのような状況の中で今回の計画の新しい施策の柱が、気候変動や自然災害への対応も含めたみどりのあり方であり、近年注目されているグリーンインフラストラクチャーである。以前の計画の中でも地震や津波による災害について記載があったが、それを前面に押し出して新しい施策をぶら下げていこうとしている。
- ・今後 10 年間は、グリーンインフラに関する取り組みと、仙台のまちなかの賑わいや活力を維持向上させるための取り組みが重要であり、その観点からの新しい施策が資料 2-4 の着色箇所、これを PDCA サイクルに乗せていくこととなる。着色箇所の施策のうち建築物緑化は B 評価であるが、これはグリーンインフラの施策の中で重要な位置づけである。この後、事務局から報告のある建築物等緑化ガイドラインを充実したものにしていける必要がある。

○小貫委員

- ・グリーンインフラの推進を前面に打ち出してはいるが、仙台市の今後 10 年の取り組みとしてそれだけでよいのか気になる。グリーンインフラというのは基本的にはグレーインフラからグリーンインフラへ変えるという観点のため、みどりの基本計画ではグリーンインフラからグリーンへどのように持っていくかが話の中心となるべきと思っている。グリーンインフラにより全てが解決するわけではないと思う。
- ・資料 2-5 の 7 のとおり、市民に対してグリーンインフラが伝わっていないと思う。資料 2-3 に描かれている絵では、今後取り組みを進めることで魅力的な街に変わるというイメージがあまり伝わらないため、10 年後になりたい姿を具体的に描くことができるとよい。また「都の都のグリーンインフラ」とあるため仙台らしさを庁内で議論してほしい。

○事務局（岡田課長）

- ・グリーンインフラに対する市民の理解を深めるため、総合計画の中でのグリーンインフラの位置づけをふまえながら、みどりの基本計画の中でより明確に示す必要があると考えている。
- ・みどりの基本計画における取り組みがグリーンインフラによって大きく変わるのではなく、みどりの効果を把握した上で施策を検討する取り組みがグリーンインフラだと理解している。

○福岡委員

- ・資料 2-1 に関し、PDCA サイクルは事業の進捗状況を評価するものであるため必要な仕組みと考えられる。P14 の「市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト」の目標値については、今の世の中の状況もふまえると、数量のほか活動の質など定性的な内容で評価することも考えられる。また、グリーンインフラについて評価する指標として、地面に浸透する水量と緑地面積などが考えられる。
- ・資料 2-3 に関し、仙台市民が普通にあると思っている仙台のみどりがグリーンインフラであるという認識を持ってもらうため、河川型のグリーンインフラや市街地型のグリーンインフラなどと表記することもよいと思う。河川が河川型のグリーンインフラであることで氾濫原や湿地の整備方法が変わったり、奥山ではグリーンインフラという視点が加わることで奥山における事業の目指すべきものが変わったりすると思われる。
- ・資料 2-2 と 2-3 の間に、水の貯留浸透などの機能ほか健康増進やグリーンコミュニティ形成など、グリーンインフラの役割を示す概略図を入れることで、グリーンインフラが伝わりやすくなると思う。
- ・資料 2-4 に関し、都心部や市街地の取り組みは具体的だが、これに比べて河川や沿岸部、奥山の取り組みについては具体性に欠けるため、もっと検討が必要と思われる。

○事務局（岡田課長）

- ・資料 2-1 に関し、目標値について次回の専門部会に向けて検討を進めているところであり、定性的な指標も考えていきたい。
- ・資料 2-3 に関し、河川型や市街地型などの形でグリーンインフラを示したい。
- ・資料 2-4 に関し、河川など具体的取り組みがない地域についても検討を深めていきたい。

○平塚委員

- ・資料 2-2 の基本理念にある Greenest City は一言で言えば持続可能な都市という大きな概念である。グリーンインフラも治水・利水、二酸化炭素、自然エネルギー、文化、教育、観光、交通等を含む大きな概念である。この会議ではどこまで提案してよいのか。
- ・資料 2-3 において、名取川水系の水循環については行政区単位ではなく川崎町との協力が必要となる。
- ・資料 2-4 からは総花的な印象を受ける。
- ・多自然型川づくりは以前より実施されているため、これまでの実績や、生物多用性や親水性等の評価が既にある。それをふまえて継続や改善について検討することが必要だと思う。

○事務局（岡田課長）

- ・みどりの基本計画では、教育、福祉、保健など建設局が直接担当しない分野についても施策として位置付けることを考えている。
- ・資料 2-4 の取り組みについて、展開場所など実施計画レベルで示すことを考えている。

○中静会長

- ・参考資料 3 において基本計画や杜の都環境プラン等があり、他部局との連携について考えていることが伺える。もう少し具体的になってきたときにそれが明確になってくるとと思われる。

○米倉委員

- ・資料 2-2 の基本理念にある「杜の都を更なる高みへ」、みどりの将来像にある「風格と品格のあるみどり」が言葉の表現として引っかかる。
- ・資料 2-1 の「魅力ある公園づくりプロジェクト」の成果目標である公園利用頻度について、サンプル数やアンケートの取り方等どのような調査であったか知りたい。
- ・資料 2-4 の取り組みに「貞山運河の利活用」や「子どもの遊びの環境の充実」があるが、遊びの中で子供も大人も育つため、評価できる。貞山運河は歴史的なものがあり、利用の仕方

によって面白い展開になると思う。

○事務局（水嶋主幹）

- ・資料 2-1 の市民の公園の利用頻度は、令和元年度みどりに関する市民調査結果である。対象者数 5,000 人程度、回答者数 2,000 人程度である。

○舟引副会長

- ・総合計画では都市景観や屋外広告物のコントロールにより風格や品格のある街並みにしようとしており、風格や品格は街並みにかかる言葉で、街並みのパーツとしてみどりがあがる。例えば定禅寺通では、みどりは不可欠なパーツとなる。

○渡邊委員

- ・資料 2-1 の進捗管理において、成果目標に△の評価がある一方で、主な事業ではほとんど S や A の評価であるため、ギャップを感じる。
- ・次期計画では新しい取り組みに対する指標の設定が重要であり、その指標はみどりの部門が大事にしなければならないことが設定されるべきだと思う。

○遠藤委員

- ・総合計画で行った市民アンケートにおいて、仙台が杜の都であることに誇りを感じるという意見がとても多かった。杜の都仙台が本当に根付いていることを実感した。一方、資料 2-1 では公園利用頻度の結果があまりよくない。市民や事業者による積極的な活用については十分とは言えないと思われる。基本理念に「更なる高みへ」とあるが、まだ「高み」に届いていないと考えることもできる。そのため、市民や事業者が利活用をしたり役割を担ったりして成熟することに課題があると思う。これを踏まえたときに、市民や事業者が学んだり触れ合ったりするなど積極的に利活用するという表現が少ない。資料 2-2 の施策の柱「6. みんながみどりを享受できるまちをつくる」の中に「活用を支援する」とあるが、享受だけでなく積極的な活用がもっとイメージできる表現があってもよい。
- ・仙台のみどりは自分達が担っているという意識で活動している民間団体や市民活動団体がたくさんいる。今後、より多くの市民や事業者が仙台のみどりの担い手になってもらおうとした場合、中間案をつくってパブコメをする前に、それらの団体へヒアリングをしてほしい。
- ・復興支援活動をしている人から聞いた話だが、海岸の利活用のルールに関する議論が不十分とのことであった。海岸も公共空間として重要であるため、議論が進むとよい。
- ・みどりの将来像と基本方針で色が同じところは同じ意味か。もう一度考えてみてほしい。
- ・評価指標の中で市民や事業者と取り組むものについては、市だけで評価せず、一緒に評価をしてより良いものをつくりあげていくようなことができると思う。

○佐藤委員

- ・最近、野生動物の出没が非常に多いため、弁護士会では熊の問題をよく調べている。仙台は奥山から都市部から連続していることが特徴で、七北田川や広瀬川沿いに熊の出没情報が多い。自然保全はもちろん重要だが、野生動物との共生も考える必要がある。秋田県では共生プログラムをつくっている。そのような視点もふまえながら計画をつくってもらいたい。

○中静会長

- ・これは百杜だけでなく、環境や農業関係の部署と一緒に取り組む必要がある。他にも同様の問題が出てくると思う。今後の検討ではそのようなところもふまえて進めてほしい。

②建築物等緑化ガイドラインの検討について

○事務局（阿部技師：百年の杜推進課緑化推進係）

－資料 3 について－

○近藤委員

- ・水、カスケード、流れ、池、ミストも緑化と併せて行ったときに評価できるとよい。それができると他都市にはない仙台らしさができると思う。
- ・「質の高い緑化」については、杜の都の成り立ちになぞらえて構成したのはよい。順序は「緑の機能を発揮する緑化」でよいものを示す話から入り、「持続可能な緑化」という管理の話は最後でよいと思う。

○事務局（和泉係長：百年の杜推進課緑化推進係）

- ・ガイドラインの中で一律のルールとして設けるのは難しいが、容積率緩和に係る評価などにおいて検討したい。

○小貫委員

- ・以前まで大店立地法の委員であったが、郊外でみどりを豊かに植栽できるスペースがあるのに屋上緑化を行うなどの事例が多々あった。郊外と中心部で求める緑化が異なると思う。その辺りを明確にできるとガイドラインの意義が増すと思う。
- ・事前協議への運用で、Aランクに容積率の緩和があるが、郊外ではメリットにならないことも考えられる。郊外でもインセンティブを与えるメリットがあるとよい。
- ・大店立地法の協議で都市景観には景観チェックリストというものがあるが、みどりと密接に関連する。調整して互いに生きる形にできるとよい。

○中静会長

- ・環境の部局において、屋根へのソーラーパネルの設置等により建物としてCO2排出量を限りなく無くそうとすることを考えている。これからそのようなデバイスが増えていくこと想定される。壁面緑化や屋上緑化と並べて考えたときに、どのように捉えるべきかそろそろ整理する必要がある。そうしないと実際に実施する側が混乱する可能性がある。

○福岡委員

- ・「質の高い緑化」を実現するために推奨する緑化手法に雨水流出抑制や暑熱緩和があるが、今ちょうど世田谷や横浜でも同様の検討をしており、緑化計画書の中に蒸発散や一時的な雨水貯留浸透等を盛り込むことを考えている。
- ・世田谷では、みどりと下水道が別々に進めていた雨水流出抑制について、一緒に行う方法を考えている。仙台ではグリーンインフラという大きな目標を掲げているため、他部局と連携しながら具体的内容を検討できるとよい。

○渡邊委員

- ・P2にある「みどりにより、住みたくなる、働きたくなる、訪れたくなる」は重要だと思う。
- ・P1にある緑化計画に関する基準及び指針で、「条例等に基づく基準」の「緑化の質に関する事項」は3つあるが、ここまで記載してよいかどうか気になる。都心や郊外、あるいはみどりの基本計画で分けていたゾーンごとに考え方が違ってくることが考えられる。
- ・現在、仙台では都心再生が中心的な話題だが、都心部の老朽化した建物の敷地面積は1,000㎡未満がほとんどであるため、緑化計画書の提出義務がない。ガイドラインを頑張ってつくっても街の顔となる都心部では効果が見えないことも考えられる。エリアごとに緑化を通じて狙うまちづくりを意識して枠組みをつくる必要がある。

③全国都市緑化フェア開催誘致に向けた基本構想検討状況について

○事務局（北村主任：百年の杜推進課企画調整係）

－資料4、参考資料4について－

○委員

－意見なし－

3. 閉会

○事務局（岡田課長）

－閉会－